

米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（平成28年度第1回）

日時 平成28年11月2日（水） 午後2時から
場所 米子市役所本庁舎4階 401会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 西村 正男 奥田 正雄 岩浅 美智子
小林 玉青（欠席）
事務局 菅原総務部長 入札契約課 木下次長 柴田係長 石田主幹
工事所管課 水道局 整備課 施設課 建築住宅課
土木課 維持管理課 農林課 環境事業課

議題 (1) 受託収賄事件に関する報告について
(2) 平成27年度下半期の発注状況について
(3) 入札及び契約の運用状況について（H27.10.1～H28.3.31契約分）
(4) その他

議事内容

〔午後2時開始〕 菅原総務部長開会あいさつ

事務局 それでは、ここで事務局の紹介をさせていただきます。
（自己紹介）

本日は小林委員がお仕事の都合で欠席です。委員6名のところ5名出席ですが、これは米子市建設工事等入札・契約審議会条例第5条第3項の委員の半数以上の出席を満たしておりますので、会議を開催させていただいているところでございます。

議題の方に入ってまいります。ここからは松原会長に進行をお願いします。

松原会長

会長の松原です。先ほどお話しがありましたように、昨年度末の事象につきましては、まさに建設工事等入札・契約審議会に深く関わる事象でございます。私も委員の皆さんも驚かれたことでしょうか。非常に残念なことだったが、今日もご報告があると思います。こうしたことがないように新しい規則あるいは改正をお願いしたい。私は鳥取市の方で同様の審議会を仰せつかっている。米子市の審議会につきましては、情報の公開、透明性、詳細なデータが審議会に披露されている。鳥取市にもいろいろな情報を審議会にあげて欲しいとお願いしている。そのような状況と今回の事象とは別のことだとは思いますが、我々審議会も審議の内容をしっかりと考えていきたい。本日は議題が4点ございますが、資料に従って進めていきたいと思っております。1点目「受託収賄事件に関する報告」を事務局から説明をお願いします。

事務局

まず始めに事件の概要の方からご説明させていただきます。平成27年3月発注の市道等道路維持補修（その2）工事の指名競争入札に際しまして、A社の社長の方からA社が落札しやすいように取り計らうよう依頼されまして、職員は相手方の意図を知りながら、平成26年12月に5万円の商品券を受け取ったものでございます。引き続き同じように平成27年3月の当該工事の入札の取り計らいについて実際受けた謝礼と今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨を知りながら、平成27年8月と同年12月にそれぞれ5万円の商品券を受け取ったという事件でございます。

その後の経緯でございますが、平成28年3月11日にこの指名競争入札に係ります受託収賄容疑で職員が逮捕されました。3月15日には相手方でありましてA社を1年間の指名停止措置にしたところでございます。これに併せまして、従来行っております通常指名競争入札の元職員が内申を行っていた指名業者の入れ替えを行ったところ。翌3月16日にはA社に対しまして物品・役務におきます指名停止措置を行っております。3月24日にはこの職員を懲戒免職処分しております。

4月1日にはその職員が受託収賄罪で起訴及び再逮捕されたところがございます。これによりまして6月3日には第1回目の公判が行われ、7月1日には受託収賄及び贈賄事件に対して判決が言い渡されたところです。7月16日に判決が確定したところです。職員に対しましては、懲役1年6月・執行猶予3年、相手方の元社長につきましては、懲役1年・執行猶予3年の判決が確定したところです。また、8月2日には鳥取県からA社に対しまして営業停止処分1年間の行政処分が行われております。8月15日には年間維持補修工事において見直しまして、希望型指名競争入札を今後導入することを決定いたしました。

3番目の入札、職務執行体制の改善でございます。まず、入札制度の見直しでございますが、従来から年間の維持補修工事につきましては、事業主管課長が指名業者を推薦いたしまして、内部機関の建設業者等指名審査委員会に諮り最終的に指名を行う指名競争入札を行なってきましたが、この事件を受けまして、29年度から入札参加を希望する建設業者の中から参加者を選定する「工事希望型指名競争入札」に改めたところがございます。また、チェック体制の見直しでございますが、本年3月28日には、建設部に部長及び建設部各課長で構成します「建設部発注工事等指名内申審査会」を設置し、内申における相互チェック体制を整えたところがございます。また、同年4月1日に、下水道部に部長及び下水道部各課長により「下水道部発注工事等指名内申審査会」を設置し、内申における相互チェック体制を整えたところがございます。以上です。

松原会長 ただ今のご報告について何かありますでしょうか。

竹下委員 元職員は起訴並びに逮捕されないうちに懲戒免職処分にされています。ひょっとしたら冤罪等が発生するかもしれないのに、起訴もされないのになぜ懲戒処分にされたのか。

事務局 3月11日に職員が逮捕されました。その後、職員課の職員が本人と面談等いたしまして、本人が最終的にはこういう事実があると認めたわけでございます。懲戒処分につきましては、基本的には首長の裁量権の範囲内ですが逸脱することはできませんので、本人の申し出とかを文書で取っている。裏付けをした上で行っています。起訴を待たずともそういう処分はできることになっています。

竹下委員 A社は多くの指定管理者を受けている。A社が実施しているすべての業務が該当するのではないかと思うが。

事務局 A社の社長が逮捕・起訴されて有罪になっているわけですが、これだけを持ちましてすべてのA社の業務内容が罰せられるわけではない。規定に沿って指名停止を行うということは当然のことですけど、指定管理者を委託業務として受けております。有罪になって指定管理者がすべてダメになるわけではない。何度も検討しました。内部検討の中では、取り消し処分も視野に入れながら検討していましたが、相手方のA社から3か月間の休止の申し出がありました。その部分がどうかと検討しましたが、休止の申し出を受ける結論になった。その理由としては、この度の事件を受けて、A社側が社会的責任を大いに痛感し休止を自主的に申し出られたこと。起訴された案件については、入札に係る業務であって、指定管理業務とは直接関係なかったこと。すでに市、国、県から指名停止を受け、社会的制裁を受けている。それから、最終的な結論の要因になったのが、利用者への影響を最小限に抑える必要があるんだということを最優先に考えたわけです。そうした中で6か月、1年というような形で取り消しするよりも、最小限で影響を抑えることができるやり方の方がいいのではないかとということで申し出を受けたところがございます。

竹下委員 何件位指定管理を受けているのか。1つの企業の中でいろいろなセクションがあると思う。その事業に該当するのはやむを得ないにしても、他の事業については関わらないということなのか。

事務局 無関係ではないが、法的には入札関係で有罪になっても、他の業務がすべて自動的に取り消しになることはございません。内部で検討した結果、相手方が申し出てきたので受け入れたということです。

竹下委員 判決文のコピーが既にマスコミ等で公表されているのに、住所とか役職が黒塗りにになっているのはなぜか。

事務局 判決文は検察庁を通じてもらっているが、当事者でないと原文はいただけない。個人情報絡みもありまして、個人が特定できるものは黒塗りにしています。

松原会長 指定管理業者だったということですが、指定管理業務全体というのとはなかなかかわからないと思うのですが、このA社というの是非常に多くの施設を管理していますよね。そういう意味では圧倒的な量の指定管理業務を受託されていた業者なのか、他にもまあ業者があるのか。この業者だけが集中的にということなのか、それとも平たくいろいろなところと競争してここになったのか。

事務局 A社が指定管理者として受けているところは、都市公園と体育施設です。それぞれ施設数はかなりの数がございます。米子市全体の中ではいろいろな公の施設があるわけです。60いくつだったと思いますが、そのほとんどは指定管理に出ています。A社が指定管理を受けているのは2つです。体育施設が30か所と都市公園が252か所です。

奥田委員 会長がお知りになりたいのは、都市公園は米子市全体ではどれくらいあるのか。体育施設等は米子市全体ではどれだけあって、この業者がどれ位の割合なのかということ。

事務局 例えば都市公園は252か所ございます。これはA社が1者で指定管理を受けています。同じように体育施設は30か所ありますが、これもA社1者です。

松原会長 そのような業界なんだと思う。それぞれしっかりやられていたんだと思う。

竹下委員 どこかで再び事故が発生する場合には、都市公園252、体育施設30みんな指名停止、取り消しという形になる。今は入札に関するものに限定されているんですが、あまりにも1者で多すぎる。

事務局 あってはならないことではございますが、こういう状況の中で再びA社側の方で関連した何か事件が起こった場合には、当然指定管理の指定についても十分検討する必要があると思っています。委員からご指摘があったように、施設数が非常に多いというご指摘と思いますが、指定管理者選定委員会というのがございまして、外部委員で運営しておりますが、その中でも委員の中から施設の数が多すぎるのではないかとご指摘もありまして、2つ3つのエリアに分けて指定管理を委託すると当然費用は嵩みますが、こういう事件が起きたということであれば、今後の指定については見直す必要があると考えております。

松原会長 私もここではありませんが、施設選定委員会には関わったことがあります。各企業企業が個別の企業努力をされる。それぞれの施設の管理状況が際立って変わってくる。そういう意味ではそのあたりを考えられた方がいいと思います。それでは、本日の議題の2点目「平成27年度下半期の発注状況について」の説明をお願いします。

お配りしております資料の1ページ目が、平成27年度建設工事契約状況の下半期分でございます。

まずは1ページ目が工事に関するものでございます。下半期は公募型指名競争入札が2件ございました。こちらは2件とも下水道に関する工事で、契約金額が5367万6千円、平均落札率が98.2%でございました。希望型指名競争入札は、工種がそちらの表の「ほ装工事」から「防水工事」までであり、件数が80件、契約金額が合計9億5579万280円、平均落札率が91.2%でございました。通常型指名競争入札は、平成28年度分を3月31日に契約している案件でございますが、件数が8件、契約金額が1億8839万8440円、平均落札率が91.6%でございました。工事の入札分の合計は、件数が90件、契約金額が11億9786万4720円、平均落札率が93.7%でございました。随意契約分は、工種が「とび・土工・コンクリート工事」から「防水工事」までありまして、件数が57件、契約金額が7257万2630円、平均落札率が94.9%でございました。工事に関しての入札、随意契約の総計は、件数が147件、契約金額が12億7043万7350円、平均落札率が92.8%でございました。

2ページ目が委託業務についてでございます。公募型指名競争入札はございませんでした。通常型指名競争入札は、そちらの表にある業種で、件数が35件、契約金額が1億7389万800円、平均落札率が91.7%でございました。入札分の合計は、同じく件数が35件、契約金額が1億7389万800円、平均落札率が91.7%でございました。随意契約分は、そちらの表にある業種で、件数が13件、契約金額が2021万6137円、平均落札率が94.9%でございました。委託に関しての入札、随意契約の総計は、件数が48件、契約金額が1億9410万6937円、平均落札率が92.6%でございました。

3ページ目から18ページ目までにつきましては、契約金額及び落札率の年次推移でございます。それぞれ工事の入札・随意契約、委託の入札・随意契約の一覧表並びにグラフでございます。なお、年次推移の数字が前は平成22年度からのものであったため、その際にそれよりも前のものからというご指摘をいただきましたので、今回は平成16年度からのものを載せております。ただし、平成16年度から平成21年度までにつきましては、上半期・下半期にわけておりませんでしたので、こちらについては年間の数字ということになっております。

3ページ目が工事の入札分についての年次推移でございます。4ページ目が発注件数についてのグラフ、5ページ目が契約金額についてのグラフ、6ページ目が平均落札率についてのグラフでございます。平成19年度にかなり低い数字が出ておりますが、これは低入札がかなり続発した年度であったようにしたので、この影響で落札率が下がっていたのではないかと推測されます。それにより、平成20年度から最低制限価格制度を設けておりまして、そこからは若干落札率が上がっていったのではないかと推測されます。

7ページ目が工事の随意契約分についての年次推移でございます。8ページ目が発注件数についてのグラフ、9ページ目が契約金額についてのグラフ、10ページ目が平均落札率についてのグラフでございます。

11ページ目が委託の入札分についての年次推移でございます。12ページ目が発注件数についてのグラフ、13ページ目が契約金額についてのグラフ、14ページ目が平均落札率についてのグラフでございます。平成19年度に落札率が下がっておりますが、こちらも低入札の影響があるのではないかと推測されます。こちらも平成20年度から最低制限価格制度を設けております。

15ページ目が委託の随意契約分についての年次推移でございます。16ページ目が発注件数についてのグラフ、17ページ目が契約金額についてのグラフ、18ページ目が平均落札率についてのグラフでございます。

19ページ、20ページ目は皆さまから抽出いただいている案件の一覧表でございます。

簡単ではございますが、発注状況については以上でございます。

- 松原会長 はい、ありがとうございました。
これまでの発注件数、契約金額、落札率の年度ごとの推移がよくわかると思います。
委員の皆さまから何かございますか。
- 竹下委員 前回、平成16年度からまとめてはどうかと申しあげましたところ、このようなデータが出ております。もし、入札契約課の担当者が交代しても如実に前の状況がよくわかるということが明示されています。
- 松原会長 素晴らしいデータですので、鳥取市にもぜひ見せたいと思います。
ただし、ひとつお願いですが、棒グラフについては上半期・下半期に分かれています、見たいのは年度全体なんですよね。件数とか。そのあたりを上半期と下半期で色を変えて合計していただくとか。そうすると年度ごとの比較がしやすいので。
- 事務局 次回からはそのようにさせていただきます。
- 松原会長 例えば、平成17年度のデータを見て、その時何があったんだろうと単純に疑問がわいてくるんですよね。経済状況がどうだったのかなど…。
よろしいでしょうか。発注状況については。
それでは、本日の議題の3点目「入札及び契約の運用状況について」ということですが、これは抽出された案件について質疑応答を行うということですね。あらかじめ委員の皆さまが抽出した案件が一覧表になっております。
いかがでしょうか。委員の皆さまから。
- 竹下委員 私が抽出した案件は8番と14番なんですが、抽出した理由で工事内訳書とするべきところを落札率としておりましたので、その点の訂正をお願いします。
8番の工事内訳書ですが、B社が直接工事費一式ということで数字が出ていますが、一式いくらとすると対比するのが困難であり、もう少し具体的にならないのかと思うのですが、その点は発注でそのように指示されているのか。一式ということになると、まったく見積書を見るということができないのですが、そこらへんをもう少し改善してはどうかと思うのですが。検討してみてください。
私が選んだ案件は、3者参加している中で、2者が辞退をして1者だけで入札が成立している。全国的にも辞退が増大していて、結果的に1者となることがある。1者でも入札が成立するという告知をしているのでこれはやむを得ないということではしょうが、辞退すれば1者では競争にはならない。憶測すれば、ある業者が落札するためにとりあえず応札しておいて、残りの2者が辞退をするという形で、従来とは違った談合が行われているのではないのか。むしろ、1者であれば入札を中止して改めて入札を行わないと、これでは随意契約と同じではないのか。何ら競争がされていない。こういうことが窺えるので抽出をしたわけです。これは、この案件だけではなく随所に見受けられるのですが、ただ辞退は先方に権限があるわけで、競争入札をいかに効率的、合理的に行うのかということになれば、私は1者のみの入札は無効であると考えます。そうしないと、今日の資料に辞退者の一覧がありますが、要するに本命が受注できるという形があるのではないかと考えます。
そこらへんは他の委員さんはどう思われますか。

事務局

複数の申込があっても辞退等があっても、最終的に1者での入札となっていることが問題ではないか、競争性がないのではないかというお話だと思いますが、米子市の場合は発注をホームページで公表し、誰が応募するのか何者応募するのかわからないという状況でFAXでの申込をさせていただいております。辞退についても、どこが辞退をしたのかもわからない状態になっています。入札書の提出も郵便入札ということで、郵送で送ってこられますので、会場に集まって誰もいないことを確認し入札書を書いていただくということではない。

そういったことから繰り返しになりますが、何者参加しているかわからない状態で入札金額を入れていただいております、各社はライバル（入札参加者）がいるという前提で入札金額を出していただいていると思っておりますので、競争性については担保されていると考えております。

竹下委員

結局それは発注方法に問題があるのではないか。例えば、開札時において1者のみの場合は無効とするということで発注を行えば、とりあえず何者か入ってという形は防げるのではないかと考えます。確かに郵便で来ますから、開札の時でなければわからない。しかし、その時には辞退届が出ている。そうすると1者のみですから、今の形では最低制限価格があって、ではいくりにするかということですので私が業者だったらそういうふうにするかということですので私が業者だったらそういうふうにするか。発注方法についてそういう一文を加えればこういう事態は防げるのではないかと考えます。1者だけであれば競争にならないのですから、再度入札を行うという方式はいかがなものですか。

事務局

郵便入札ということで、先ほど競争性は担保されていると申しあげたのですが、1社しか申込がないということは、恐らく業者の方では、辞退届にもよくあるように技術者の配置がなかなか難しいという理由が一番多いわけです。例えば、1社しか申込がないということで入札を止めると、次の週に入札の発注を同じように行うことでどんどん工期が後になっていく。公共工事は必要な工事ということで予算がついて行うものですので、それをなかなか後に後にはかかず、やらないわけにもいかず、時期が大きくずれると年度の関係もあり難しいという部分があります。

繰り返しですが、そういう状況の中で1社でも競争性は保たれているとこのシステム上は考えておりますので、1社のみでは入札を行わず入札不調とするということは、現時点では考えておりません。

松原会長

工事の実施ということも必要なことだと思うんですね。ただ、8番の補修工事、14番の工事のどちらも同じB社1者だけの応札である。工事の特殊性や特定条件ということで、そういう条件付けをしているということはないのでしょうか。何か特殊な状況があるのでしょうか。

工事所管課

2件の工事ですが、特殊性はあります。見積もりは数者からとりますが、私どもも1者しかいなかったということは入札後にしかわからないので、結果的に1者しかいなかったということです。工事によっては、特殊性があるという場合もあります。

松原会長

もともと元請けで工事を受注していて、その補修工事だからということですか。

工事所管課

工事条件として専門性もありますので、そういった条件を色々つけております。

松原会長

こればかりは、こちらとして何とも言いようがないですね。

竹下委員

今、会長が言われたのは、私が8番で言ったことと同じことなんですよ。課長は盛んに競争性はあるとおっしゃるが、1者で競争性がありますか。先ほどのご回答と併せて、全く整合性はないのでは。

事務局

ご存知のこととは思いますが、ホームページに挙げた段階で米子市に登録のある業者にまずは見ていただく。そこで、実際に工事に必要な技術者が配置できるとか、予定価格でできるだろうかということ十分に検討いただいた上で入札に申し込んでいただいていると考えていますので、この時点で競争性がないとおっしゃれると登録制度まですべてなくなってしまうということになってしまいます。

米子市の工事をやりたいと登録いただいている業者に、いつまでの納期で、この金額でということを検討いただき、できる金額での応札をいただいていると考えております。これが仮に一般競争入札で、全国どこでもいいですよということであればどうかとは思いますが、登録いただいている皆さんに毎週月曜日に発注要件を確認していただいている。これに関してはこちらがお願いしているところもありますが、その部分での競争性であると。通常指名をして応札いただくのと変わらないと思っております。やる気のある方に手を挙げていただいて仮にそれが1者でも、他の業者はそれができないと判断されたか、利益が見込めないと判断されたかとか考えられないと思っております。この方式が、一般競争入札に近いものとして比較的有効な手段であると考えております。実際に業者の数も少なくなっており、抽出いただいた以外にも1者だけあるいは1者も申込がないというものもありますので、魅力がないのかもしれませんが業者が選択をしていると考えております。

竹下委員

結局1者入札をやるということについては…。登録というのはランクのある業者ですね。指名になるかならないかというのは。これは指名入札ですか。

事務局

希望型指名競争入札です。まず、業者が確認して米子市の工事をしたいと思っただけかかどうか。米子市の方で、登録業者の中から工事の金額に応じた指名をするということも行っておりません。業者が米子市の工事をしたいのかどうかはまず最初だと思います。

竹下委員

要するに市内に事業所を持っているという前提なのか。逆に言うとそこらはもうそろそろ考えてもいいのではないのかと思います。やりたいということは、近隣の事業者であればいくらかでも手を挙げるのではないかと、米子市だけに限定すればやりたくないというのも出てくるでしょうが、そうでない業者もいる。当初から地域経済に波及させるということで、市内を中心に事業所の選定をしているわけですが、状況が変わってきているのでエリアを広げるというのもひとつの手であると考えます。あくまでも市内に限定すれば、こういうことも起こり得るかとは思いますが、原則は競争入札なのだから競争にならないような入札をやって落札するというのは入札制度ではないと思っております。

事務局

米子市の方針として、市内の業者を優先しているという部分はあります。今挙げていただいている施設課の工事につきましては、機械器具設置工事という工種で、米子市の登録自体は市内の業者だけでなく全国から登録を受けています。案件によって市内の業者に限定するものもあれば、地域要件をつけないものももちろんあります。この8番、14番につきましては、そういった地域要件を設けていない発注です。米子市に登録をいただいている業者で、実績があるという条件はありますが、市内の業者に限定して発注している案件ではありません。そういった中で申込がこの参加者数だったという結果になっているということです。

西村委員

競争があるかどうかということですが、希望型というのは要綱・要領の11番の米子市工事希望型指名競争入札実施要領で、工事を発注後に郵便で入札するとなっているので、結果的に1者であっても他の業者がいると思えば競争性はありますよね。8条で申込があったものについて指名するとなっていますが、指名された者が入札することができると。その時の辞退は、どの段階で出ているのかを知りたいのですが。そういう情報が、1者だけ残ったところについてしまうと競争性はなくなってしまうよね。

- 事務局 郵便入札は、基本的に毎週月曜日にホームページに発注表が出て、FAXで申込をいただきます。そして、締切日の木曜日に審査を行い指名をいたします。そこから入札まで1週間程度あり、その間に辞退届が提出されます。ですから、業者は入札書を開く入札会場でないと何者から申込があったとか辞退があったとかはわかりません。
- 竹下委員 業者は…ですよね。
- 事務局 入札契約課の職員はもちろんわかります。
- 竹下委員 くだいようですが、そこで開封して、辞退届が出ていて1者しかいないと。例えば、14番は落札率が98%ですよね。前から95%を超えれば談合の疑いがあると申しあげている。98%は競争が働けば当然まだ下がるであろうと。特殊工事でもないと思うんですよねこの内容を見れば、設備工事ですから。例えば、クレーンの工事でその業者しかできないものですら96%でしかない。ということからすると、事前にわかっているのに辞退をするのではないかとしか思えない。それを防ぐには、工期があったり、議会の関係で年度の持ち越しは面倒かとは思いますが、これでは市民に対して競争入札をやっていますというアナウンスはできないのではないかと。私たち委員はこういう形でわかりますが、この契約については随契と同じように1者独占になっていますよということで市民に理解が得られるかどうか。もうそろそろ1者のみというのは、検討を要する時期に来ているのではないかと申しあげている。
- 岩浅委員 70番、87番、110番を抽出しているんですが、竹下委員がおっしゃっていた辞退者の件と関係があると思うのですが、70番は失格が1者で辞退が5者、87番は失格が2者で辞退も2者、110番は失格が2者で辞退が1者です。70番は辞退が5者とかなりの数です。辞退者一覧表の辞退理由によると、C社は「積算の結果が予定価格を上回ったため」とわかりやすいのですが、その他は「都合によるため」ということです。これはそれぞれの会社がそのように記載しているためなのでしょうか。
- 事務局 辞退理由につきましては、提出していただいた辞退届の理由の欄にC社は記載していただいたのですが、その他の業者は「都合によるため」としか記載していただいております。内容はよくある技術者が配置できないとか、この場合は年間の維持補修工事ですので、年間の業務体制が取れないということではないかと思われませんが、それ以上のことを伺ってはおりません。
- 岩浅委員 70番は最低制限価格を下回って失格が1者ですが、最低制限価格とD社が出された金額の差はわずか1000円であり、87番は最低制限価格を下回って失格が2者で、D社とE社が出された金額も最低制限価格との差は1000円であり、110番も同じように最低制限価格を下回って失格が2者ですが、ここでも1000円の差額でF社とG社が同じ金額を出されている。市販の計算ソフトで計算をすると聞いているが、極端に言えばトータルの金額を出しておいてから按分をすることがあるかもしれないということですが、なぜ差額が1000円になることが多いのでしょうか。
- 事務局 各業者が使っている計算ソフトはメーカーにより違って、端数処理の仕方も丸めたり四捨五入であったりして、そういうところで1000円違ってくるといってお話を伺うこともあります。そのあたりは業者の判断に委ねているところですよ。
- 岩浅委員 そうすると、結果が出て1000円違うことがわかる訳ですよ。今回は失格してしまったとか。わかりました。
- 竹下委員 それは一般管理費で調整できるのではないかと。企業はいくら利益を出すかということで一般管理費を積算しているので、これは変動がものすごくある。逆に言えば、そこが0円でも入札はできる訳ですよ。かつてそういうことがありました。

- 事務局 今ご説明いたしましたのは、最低制限価格を計算するにあたっての考え方で
すので、一般管理費を調整するというのではなく、最低制限価格を計算する
際の端数処理についてご説明いたしました。0円が…ということはありません
が、最低制限価格に近いところで…ということでご理解をいただきたいと思
います。
- 竹下委員 どうやって金額を決めたのか。切り上げたのか。切り下げることとはな
いと思いますが…。わかりませんけれども。
- 奥田委員 工事費内訳書自体が問題なのかなと思います。ソフトの関係もあるでし
ょうが、だいたい下から計算されるということをよく聞くのですが。一般管理費
で調整するのはよくわかります。落札率ももっと低い数字があってもいいと思
うのですが、だいたい同じようなところになるのは、そういったことも関係して
いるのかなと。
- 竹下委員 一般管理費をなぜ問題にするのかということ、工事費内訳書の中身を見てい
ただければ、H社は243万5000円、ところがF社は71万8000円です。
だから、金額の調整はここで当然やっているという話をしているのです。失格
が2者、辞退が1者、残りが1者。最低制限価格を意識的に下回ろうと思えば、
できると思うのです。毎回辞退届を出すわけにはいかないのです、今回は失格に
しておこうかということはあるのではないかと思うのです。
- 松原会長 最終的に1者となることを問題視されており、競争性があるのかということ
です。一方で1者だけの応札ということには委員の皆さんが疑念を抱いている。
何らかのご検討をいただけないかと思います。実際にはなかなか難しいのかな
とは思いますが、このような審議会で皆さんが正直におっしゃるというのは、
やはり何らかの検討をお願いしたい。毎回この話がでていきますので。
- 西村委員 辞退はまったく自由ということなのでしょうか。法的には正当な理由がな
いと撤回できないということが多いと思いますが、正当な理由がないと辞退で
きないとか、辞退が続くと何かしらのものというのは検討が必要ではないので
しょうか。
- 事務局 基本的に申込期間は4日間しかありませんので、まずは申し込んでいただく
ということ。それからいろいろと検討していただき、ご辞退されるのはや
むを得ないと思います。申込期間も短いのです。それに対するペナルティの
ようなものということは考えておりません。
- 松原会長 辞退理由を何項目か設けてその中から選んでもらうなど、改善の余地はある
のではないのでしょうか。
- 事務局 以前は指名減点がありました、今はありませんので申し込んで辞退という
ことについて特にペナルティはありません。どんどん申し込んでいただき、検
討していただくことを重点として考えております。
- 竹下委員 積算については、業者がソフトで出している。積算期間が4日間しかない
と言うが、本当にやりたければ数字を出すのは簡単だと思う。昔のように電卓
で計算するわけではないので、4日間もあれば十分だと私は思う。以前から手書
きの内訳書は無効すべきであると言いつけている。業者はみんなソフトを入
れて計算しているのだから。
- 事務局 最低制限価格の計算と企業の利益を出すのが、同じであるとは思えません。
あくまでも企業の儲けであり、しっかりと積算して儲けていただき、良い仕事
をしてもらう。それがどのような金額になるかはわかりませんが、発注者と受
注者は対等であると思っています。入札書を投函するまで時間を使って検討し
ていただくべきだと思います。

竹下委員

公共工事のあり方という点で、贈収賄事件の判決文の中で「公共工事が減少している中で、利益率の高い工事」であると、司法の場で公共工事は利益率が高いと断定している。何度も言いますが、競争入札とは何だということです。業者の立場に立つのか、それとも発注者がいかに公金を効率よく使うのかということです。どこに出しても恥ずかしくないような入札をやるべきであり、それに関して疑惑を持たれるような入札方式は改めるべきではないかと何回も申しあげている。1者独占と同じであり、それでは競争が働いていないことになる。どんどん辞退を出してくるようになるのではないか。例えば、I社は4件も辞退をしている。とりあえず応札して落札すれば仕事をする。

昔は1回目で落札できなかつたら2回目、それでもできなかつたらさらに3回目という時があった。状況が変わってきているので、そろそろ入札方式を変えなければならない。我々が審議するのは、入札が適切に行われていて、金額が妥当であるかということである。

このあたりを部長はどう思われますか。

事務局

竹下委員からいろいろご指摘いただきまして、入札制度そのものに問題があるのではないかと感じております。確かに1者入札で競争性が担保できているのかというご指摘ですが、課長が申しましたようにこういう制度の中で郵便入札をして誰が辞退するかわからない中で結果1者入札になったということをもって、競争性が担保できていると言い切れるかどうかはわからない部分もあります。入札にかける業務の特殊性の問題もかなりあるのではないかと思います。先ほどご指摘がありましたように税金を投入して市民のためにやっている事業でございますので、適正な入札を当然やる必要があると思っております。このように辞退が多い状況の中で、何の理由で辞退されるのか検証する必要がございますし、他の団体でも同じような状況があるのではないかと思います。公開して応札してみたら1者しか来なかった。だけど取り消すことは今のところ無理だと思えます。何らかの縛りをかけて、そういう場合にはもう1回見直しますということは研究の課題だと思えます。ただし、工期の問題もあります。できるだけ早く事業をやって目的を達成することも使命であります。いろんな問題がありますので、すぐに結論を出すのは難しいかもしれません。1者入札に対して、こういう現状に委員の皆さんからのご指摘があったということは、それなりの問題ということだと思えますので、今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

松原会長

今日は関係各課の方もおいでになっていますので、抽出案件の中で委員の方の質問に入りたいと思えます。いかがでしょうか。

竹下委員

毎回申しあげているんですが、米子市のクリーンセンターの話ですが、ここはほとんどが随契でなされている状況の中で、前回クリーンセンター配置図を求めたら、入札契約課の方から送っていただきました。これでここに書いてある状況がどここのことを指すのか理解できるわけですが、記述が書いてない問題もありまして。28番です。クレーンの修繕が随契になっています。この図面でいくと、ゴミのピットからゴミを積み上げて上に持って行って投入場所に落とすところだと思う。ここでいうクレーンのロードセルとは何なのか。インバーターとはどういう部分になるのか。

工事所管課 巻き上げインバーターというのは、ゴミをつかむためのバケットを上下に巻き上げるための電子制御装置のことでございまして、巻き上げ速度を変更するための装置でございます。この巻き上げインバーターが壊れますとバケットが上下できなくなりまして、ゴミの投入ができなくなり焼却に支障をきたすので、定期的に交換をしているところでございます。ロードセルというのはクレーンでゴミを掴んだ際に重さを計測する装置でございます。米子市のクリーンセンターではクレーンは自動運転しておりまして、焼却炉の燃焼を行う上で重要な装置ということでございます。

竹下委員 それで、クリーンセンターについての今回の修理その他についての落札率は、今までクリーンセンターで行った補修も含めて最低の落札率になっている。96%。普通だったら98、99こういう形だった。随契で96というのは全体を通して低いと思うが、これは担当者としてどのように思うかご意見を伺いたい。

工事所管課 96.2%に関してですが、その他の工事についてすべての落札率を把握しているわけではないですが、他にも随契の焼却炉の修繕工事がございまして、概ね96前後になっていると思っております。今回特に低いわけではないと認識しております。

竹下委員 96%台というのは随契の中では低いと思う。随契なのにもかかわらず、利益を上げようと思えば競争性がないわけですから、なんで96なのか。99.9だって100だって当然あり得ると思う。これは相手の話ですから、どうかと求められても結果だと思う。これからも修繕が発生すると思うが、そういう点では1つの基準になる。落札率が低いのはいい傾向だ。しかし、まだ95%を上回っているのは事実なんでどうなんでしょうか。

松原会長 その他いかがでしょうか。

竹下委員 89番ですが、ここでは辞退が8者もある。電気工事。金額からいったって700万そこそこの。小さな業者だって十分できると思うんですが、先ほどから問題になっているように、こういう形で残るのは2者のみという状況になっています。辞退が横行するような形であれば、逆にいうと入札制度を脅かす状況にしかならない。年間のうち何件以上辞退をした場合は、ペナルティを課して指名から外すなりそういう状況にしないと、野放図にこういう形で「辞退はご自由です」という形になると、競争性は働かないということで検討すべき事項ではないかと考えますがいかがでしょうか。

事務局 先ほどから辞退の話が出ておりまして、委員の方からご指摘がありました市有街灯維持工事、土地改良施設等補修工事等の維持補修工事の辞退が多いですが、この年間の維持補修工事というのは希望型ではなくて、これまでは通常指名という形で、金額により8者とか9者とかうちの方が内申をして指名をして入札を行っていた案件です。年間の維持ですので24時間体制でどこかが壊れるとすぐに行っていただかないといけないということもありますので、登録をいただいているところを指名はしますが、指名をしたタイミングで1年間技術者の配置が難しいという理由ではないかと思えます。辞退者が多いのは、選んで指名をしているのも要素としてあるのではないかと思えます。来年の3月は希望型に変えることとなりますので、最初から体制が難しいところは手を挙げていただけないということもあって、逆に辞退者が少なくなることもあるかもしれません。年間の維持工事というのは何かの時にしていただくということで、いつまでも業者を決めないではいけないので、たくさんお申し込みいただいて入札に参加していただきたいと思っております。

辞退の関連でいえば、技術者の配置ができないという理由で辞退をされるケースが多いですが、入札は米子市ばかりでなく県、国の関係の工事の入札もありますので、同時期に申し込んで、先に別件の落札が決まって、配置予定の技術者を米子市の申し込んでいる工事には配置できなくなったというような理由もあるのではないかと思います。いずれにしましても、辞退が多いというご意見は承りたいとは思いますが、技術者の配置については業者にも事情があると思います。

竹下委員

企業における技術者の保有、在籍というのも調査しないと、技術者がいないけど応札をして、上手くいけばそっちに回そうか、よその方で落札すればこっちを止めようという形になってしまうのではないかと思います。有資格者の数であるとか、企業の状況が事前にわかれば、技術者が配置できないからという根拠は崩れていくと考える。

(通常) 指名をした方が逆に辞退者を出す。指名をした方に、発注に問題がある感じもするというのはいきなり過ぎか。

松原会長

この市の街灯の維持。期間としては28年4月1日から29年3月31日。蛍光灯、水銀灯その他修繕。これがどれだけ維持管理の工事が発生するのかわからない。それに対するあたりの説明を伺いたい。

工事所管課

27年度の実績ですが、市有街灯の交換だけで年間568か所あります。

松原会長

そのような年もあれば少ない年もあって、年度によって変わってくるのか、それとも定期的に交換しているのか。

工事所管課

でこぼこはあるかもしれませんが、だいたい500か所以上は毎年換えていますので、ほぼ同じ頻度で交換はあると思います。

松原会長

そういうことで見積もりをして積算をしているんだろう。年度でどれだけ発生するかわからないから業者はリスクをかかえるのかなど。だいたい一定数で安定しているのでしょうか。

工事所管課

設計の中では年間約500ということで積算しております。実績として568か所ということでございます。米子市の指名の仕方としては、電気登録のA、BとあってAとB混合で出していると思いますが、その中では経営状況が優れている業者ばかりだと思っています。技術者の配置は皆さんクリアしていると思いますが、年間維持ということになりますと500か所以上、24時間土日も含めて、緊急性のあるものも含めて交換しておりますので、そのあたりで単独で換えるのはどこの電気業者さんでもできると思いますが、年間通しての維持をしていくということで体制の敷ける業者は少なくなるという感じがします。毎年8者指名なんですけど、この度は不祥事がありましたのもっと幅広く業者を求めるとということで10者指名にいたしました。その中でやはり年間では無理だという業者さんが出てきたのだと思います。

松原会長

土地改良施設等維持補修工事も同じような状況なんではないでしょうか。年間を通しての維持をしないといけないのでしょうか。

工事所管課

土地改良施設の年間維持ですが、土地改良施設と言いまして、農業用の施設を用水路、農道、ため池等を維持管理しております。用水路がいい例なんですけど、水漏れしておりますと田への水の供給ができなくなり稲作に支障がくることがあります。農道の方の維持補修に関しては、最近は機械等を使って畑や田をやっております、農道についてもドットホールとかがたくさんありますと作業効率が悪くなってきますので、維持補修して耕作者の方に効率良く農作業をしていただくように行っています。

松原会長

だいたい年間にこれくらいの維持補修回数が出るのでしょうか。

工事所管課

そういうことになります。

竹下委員 指名競争入札のあり方というのはいかなものかというのが、今回の状況でも発生していると思う。希望型という形であれば、指名はやらずに、やりたい人は応札に参加してくださいという方がいいと思う。指名に入りさえすれば、上手くいけば落札が可能である。従って、指名を受けられるようにその中に入らなければならないというところから今回の辞退も出ている。指名で8者ならば、格付からいってどこの業者かというのはわかる。格付はホームページに出ているわけだから。

事務局 基本、お申込みいただいたところは全社指名しております。手を挙げていただいた事業所を選別することはしておりません。

竹下委員 希望だけでなく、通常型も含めて指名方式というのは考えるべきではないか。指名をしなくても、10者であろうと20者であろうと希望がある業者は受け付けてやればいい。指名方式が悪の根源だと思う。撤廃すべきだと考える。事務量大変だと思うが市民サービスとして当たり前の話で、人員が足りなければ人員を投入していくという形も必要な話であるということです。

事務局 委員が言われるのは、すべて一般競争入札で地域要件もすべて外して、金額の大きい小さいは関係なく全国からということでしょうか。

竹下委員 全国でなくても、県内であろうとそこらに限定したっていいと考えています。

事務局 今米子市がやっております希望型指名競争入札というのは、ホームページの方で発注して手を挙げていただく。その手を挙げていただいたところを指名するというやり方ですので、手を挙げていただいたところを選別して指名ということは原則ありません。一部希望が多い工種についてはありますが、申し込んでいただいたところをすべて指名をするやり方です。年間の維持補修工事につきましては、前回の3月まではこちらの方から業者を選んで指名する形にしておりましたが、3月の事件を踏まえまして、29年度の工事から希望型に変更しますので、こちらも工事によって電気や土木の維持補修工事で登録いただいている業者に手を挙げていただいて、原則全部指名するやり方に変更していきたいと思っています。

竹下委員 希望型の場合はすべて指名しますというアナウンスはどこにあるのか。業者はわかっているのか。

事務局 制度の中にあって、業者はわかっています。

竹下委員 指名方式というのは3つ位指名になる根拠があると思う。行政から仕事を請け負っているということで、一般的な知名度、信頼度が高まるという効果がある。行政からの仕事は景気による増減がない。A社のように公共工事で97か98%で実際行っているという新聞報道です。そういう状況で、不況時の支えになる。3つ目は発注者は倒産の心配がない。公共工事は冥利に尽きるということだと思う。中部位まで広げればもっと数は来る。談合というのは、応札が多ければ多いほど談合はなくなると考えている。一覧表を見ると非常に高い落札率で行われている。これをどうして下げるか。下げるというのは公金の支出が減少する。減少することによって他の分野でその資金が回される。業者いじめということではないですけど、公共工事は利益率が高いと司法ですら判断しているという状況からすれば、これに答える方策としてもう少し公金支出が減るような努力が必要だと考える。すぐに変えろというのではなくて、これからの入札の在り方がどういう方法がベターなのかという検討をしていただかないと、従来通りのやり方で処理するというのでは発展がないと考えます。

事務局

委員さんが言われる通りだと思います。法律の枠の中で動いてはおりますが、時代と共に制度は見直しが必要だと思います。運用の中で見直しをしていくのは当然だと思います。実際に、委員さんたちが疑問を持たれるということは、公表されれば当然一般市民の方も同じような疑問を持たれると思いますので、見直すべきところは見直す。一つを見直すとまた影響が出てくる。先ほどの広く募集をかければというご提案ですが、米子市内の業者の育成をいう面もあるわけです。そういうところからいくと、いろいろなやり方を考えていかないといけないと思っています。今回、辞退のこと、1者入札が問題になりましたので、こちらの方で検証して、制度として見直しが可能なのかということを含めて調べてみたいと思います。

松原会長

審議を託された委員からの厳しい指摘について、よろしく受け止めていただきたいと思います。

では、4番目「その他」については何かありますか。

事務局

前回から建設工事に係る要綱・要領をお配りしておりまして、前回の審議会以降に要綱・要領の改正を行いましたものが3つほどありましたので簡単にご説明いたします。お手元に改正分としてあると思います。

まず、米子市工事希望型指名競争入札実施要領ですが、今回の案件を受けまして年間の維持補修工事については、指名方式から工事希望型指名競争入札にしますという内容に変更しております。

次に、米子市建設工事最低制限価格設定要領ですが、こちらが最低制限価格をおよそ90%程度で行って来ましたが、昨今90%を割り込む案件が多数ありました関係で、最低制限価格の見直しを行ったところでございます。

最後に、米子市総合評価方式による競争入札施行要領でございますが、国の方が2500万円以上の建設工事は配置技術者を専任で置かなければならないというような規定があったところが、その金額が上がりました関係で、総合評価方式は2500万円以上でそのままですが、その要綱の中の一部を改正したところでございます。

竹下委員

改正については、現規定と新たな規定については、見え消しで出してもらい、消したところは二重線を入れて、挿入したところは赤にするとか、一目瞭然でわかると思うのですが、要望です。

事務局

後日お送りします。

松原会長

建設業界というのは、地域の業者の育成は非常に大事。先般鳥取県中部で地震がありましたが、復旧に当たっては、地域の建設業者、コンサルタント業界が1800箇所位ひび割れの調査を行った。やはり大事なこと。一方で入札の方式については、ご検討いただくということで。

それでは、以上で事務局にお返します。

事務局

それでは、以上をもちまして、平成28年度第1回目の米子市入札・契約審議会を終了します。